

表彰に関する規則

第1章 総 則

第1条（規約との関係）

この規則は、退職者連合規約第62条にもとづいて定める。

第2条（目的）

この規則は、構成組織および構成組織の会員ならびに退職者連合の役職員に対する表彰の取り扱いについて定める。

第2章 運 営

第3条（表彰の手続き）

表彰は、構成組織ならびに退職者連合事務局の申請を受けて幹事会が審査し、もしくは幹事会が発議し、表彰することが適当であると認めたとき行う。

第4条（表彰の機関）

表彰は退職者連合の総会の場合において、会長の名をもって行う。

第5条（表彰の内容）

表彰は、その事由を記した表彰状をもって行う。ただし、その行いの内容によっては副賞を添えて行うことができる。

第3章 付 則

第6条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

第7条（規則の改廃）

この規則の改廃は、総会または幹事会において行う。

第8条（規則の発効）

この規則は、2015年7月15日より施行する。